主

本件上告を棄却する。

理 由

弁護人工藤祐造の上告趣意について。

論旨は原判決の採証を非難し且つ事実誤認を主張するに帰するから、明らかに刑 訴四〇五条に該当しない。また記録を精査しても、同四一一条を適用すべきものと は認められない。

よつて刑訴施行法三条の二刑訴法四〇八条により主文のとおり判決する。

この判決は、裁判官全員一致の意見である。

昭和二六年七月一二日

最高裁判所第一小法廷

 裁判長裁判官
 澤
 田
 竹
 治
 郎

 裁判官
 眞
 野
 毅

 裁判官
 齋
 藤
 悠
 輔